

各 部 長
戦史研究センター長 殿
各 特 別 研 究 官

防研総第1161号
令和2年12月21日

防 衛 研 究 所 長
(公 印 省 略)

防衛研究所消防計画について（通知）

標記について、別冊のとおり定めたので通知する。なお、防衛研究所消防計画について（通知）（防研総第1119号。28.12.8）は廃止する。

添付書類：別 冊

別 冊

防 衛 研 究 所 消 防 計 画

企 画 部 総 務 課

目 次

第1章 総 則

第1節 目的及び適用範囲等（第1条～第3条）

第2節 防火管理組織（第4条～第6条）

第2章 予防管理

第1節 火災予防管理（第7条～第11条）

第2節 火災予防措置（第12条～第14条）

第3章 自衛消防活動

第1節 自衛消防隊組織（第15条）

第2節 自衛消防活動等（第16条～第25条）

第4章 休日及び課業時間外における防火管理（第26条）

第5章 地震対策（第27条）

第6章 防災教育及び訓練（第28条・第29条）

第7章 委任規定（第30条）

第1章 総 則

第1節 目的及び適用範囲等

(目 的)

第1条 この消防計画は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）

第8条第1項の規定に基づき、防衛省市ヶ谷庁舎（防衛省市ヶ谷庁舎の管理に関する規則（平成12年防衛庁訓令第38号）第1条に定める庁舎をいう。以下「庁舎」という。）の防火管理についての必要事項を定め、もって庁舎の火災を予防し、生命、身体及び財産を火災から保護するとともに火災又は地震等の災害による被害を軽減することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この消防計画の適用範囲は、次とおりとする。

- (1) 庁舎に勤務し、出入りするすべての者
- (2) 防火管理業務の一部を受託している者

(定 義)

第3条 この消防計画において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例 火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）をいう。
- (2) 規則 防衛省市ヶ谷庁舎の管理に関する規則をいう。
- (3) 細則 防衛省市ヶ谷庁舎の管理に関する実施細則について（経会第7851号。23.6.24）別冊の防衛省市ヶ谷庁舎の管理に関する実施細則をいう。
- (4) 各部長等 企画部長、政策研究部長、理論研究部長、地域研究部長、教育部長、戦史研究センター長、特別研究官（国際交流・図書担当）及び特別研究官（政策シミュレーション担当）をいう。
- (5) 庁舎防火管理者 庁舎管理室警備班長をいう。
- (6) 応急消火義務者 次に掲げる者（傷病、疾病その他の事由によって消火又は延焼の防止若しくは人命の救助を行うことができない者を除く。）で、火災の現場にいる者とする。
 - ア 火災を発生させた者
 - イ 火災の発生に直接関係がある者
 - ウ 火災が発生した消防対象物の居住者又は勤務者

第2節 防火管理組織

(防火管理組織)

第4条 防火管理組織の編成は、別紙第1「庁舎防火管理組織図」のとおりとする。

(連絡担当責任者)

第5条 連絡担当責任者は、企画部総務課長の指名する者とし、F1・F2棟にそれぞれ配置し、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条の2第4項の規

定に基づき、防火管理者の指示事項を徹底するとともに、防火管理上必要な事項について指導を行うものとする。

(火気取締責任者)

第6条 火気取締責任者は各部長等が指名する者とし、当該場所における火気の管理等火災防止のため、規則第26条第3項の火災予防の措置を講ずるものとする。

2 前項の火気取締責任者は、正副2名を基準とし、その氏名を別紙第2「火気取締責任者氏名掲示用紙」に記載するとともに、当該場所の入口に掲示するものとする。

第2章 予 防 管 理

第1節 火災予防管理

(火災予防)

第7条 防火管理組織は、平素から火災予防及び地震時の出火防止を図るための連携及び協力体制を確立するとともに、担当地区内の火気管理に、万全を期すものとする。

(消防用設備等の点検整備等)

第8条 連絡担当責任者は、細則第23条に規定する消防用設備等及び電気設備等の適切な機能の維持管理を行うため、毎年6月及び12月に消防用設備等の点検の補佐を実施するものとする。

(火気点検等)

第9条 火気取締責任者は、常時、当該場所に係る避難施設障害物等の有無について点検を行い、避難施設障害物等の排除に努めるものとする。

2 火気取締責任者は、別紙第3「火気日々点検表」に基づき、点検を行うものとする。

(不備欠陥等の報告等)

第10条 火気取締責任者は、火元等の点検時不備、欠陥がある場合には、連絡担当責任者を通じて、庁舎管理室警備班長に報告又は通知するものとする。

2 火気取締責任者は、火元等の点検時不備、欠陥がある場合には、連絡担当責任者を通じ、庁舎防火管理者に報告又は通知するものとする。

(日常の放火防止対策)

第11条 連絡担当責任者は、次の各号に掲げる事項に留意し、放火防止に努めるものとする。

- (1) 担当地区内の廊下、階段、洗面所等の可燃物の整理、整頓又は除去
- (2) 火気取締責任者又は最後に退室する者の火気の確認及び施錠の徹底
- (3) 空室、倉庫等の出入口施錠管理を確実にを行うとともに窓の施錠にも注意し、人の出入りができない環境づくり
- (4) 放置されている可燃物の整理、整頓

第2節 火災予防措置

(火気使用禁止場所)

第12条 火気使用禁止場所は、次の各号に掲げるとおりとし、当該場所に条例第31条の2第1項第1号及び第34条第1項第1号の規定に基づく「火気厳禁」等の標識を掲げるものとする。ただし、工事等の都合によりやむを得ず火気を使用する者は、細則第21条の規定に基づき許可を受けるものとする。

- (1) 各種倉庫及び車庫
- (2) その他、庁舎防火管理者が特に指定する場所
(臨時の火気使用等)

第13条 庁舎内で、次の各号に掲げる事項を行おうとする者は、細則第21条の手続きを行い許可を受けるものとする。

- (1) 建物等の模様替え工事等で火気を使用する場合
- (2) 各種火気設備器具を設置又は変更する場合
- (3) 催物の開催及びその会場で火気を使用する場合
(火災警報発令時の火気管理)

第14条 火災警報が発令された場合には、一切の火気の使用を禁止する。ただし、屋内において、やむを得ず火気を使用する場合には、窓及び出入り口等を閉鎖し、特に取り扱いに注意するものとする。

第3章 自衛消防活動

第1節 自衛消防隊組織

(自衛消防隊の組織等)

第15条 火災及び地震等の災害発生時に災害を最小限にするため、地区自衛消防隊を置く。

- 2 地区自衛消防隊（以下「地区隊」という。）の編成は、別紙第4「市ヶ谷庁舎自衛消防隊組織図」のとおりとする。
- 3 地区隊に地区自衛消防隊長（以下「地区隊長」という。）を置く。
- 4 地区隊長を、F1棟地区及びF2棟地区にそれぞれ配置し、防衛研究所長の指名する者とする。

第2節 自衛消防活動等

(地区隊の任務等)

第16条 地区隊は、担当地区内の消火活動の指揮連絡、消火、避難誘導、警戒、施設の防護及び救護を行うことを任務とする。

- 2 地区隊長は、担当地区内において火災等の災害が発生した場合には、あらゆる災害の初動対応を行うとともに本部隊長に速報するものとする。
- 3 地区隊長は、前号の初動対応内容、処置結果及び被害状況等を、本部隊等に通報するものとする。

4 地区隊長は、本部隊長から担当地区外の消防活動について要請があった場合には、これに協力するものとする。

5 地区隊は、次の各班をもって編成するものとする。

- (1) 指揮連絡班
- (2) 消火班
- (3) 避難誘導班
- (4) 安全防護班
- (5) 救護班
- (6) 警戒班

6 前各号に掲げるもののほか、地区隊の編成及び任務は、別紙第5「地区隊の編成及び任務表」のとおりとする。

(通報連絡)

第17条 応急消火義務者又は火災を発見した者は、直ちに防災センターに場所、状況等を通報するとともに周辺に火災を知らせるものとする。この場合において、自動火災警報装置が周辺にある場合には、発信機ボタンを押し通報するものとする。

2 前項により火災発生を承知した者は、更に多くの者に報知するものとする。

(消火活動)

第18条 火災時における消火活動は、火災発生時に迅速確実な連絡通報と初期消火活動及び安全な避難に重点をおくものとする。

(初期消火活動)

第19条 応急消火義務者及び火災を発見した者は、次の各号に掲げる処置をとるものとする。

- (1) 近傍の軽便消火器又は状況により屋内消火栓を使用して初期消火に当たること。
- (2) 警戒に当たる者は、火災の延焼防止及び到着消防隊の誘導に当たること。
- (3) 避難誘導に当たる者は、避難通路に位置し、避難誘導に当たること。
- (4) 当該火災現場において、負傷者が発生した場合には、優先救助に当たると。

2 指揮連絡班は、次の各号に掲げる処置をとるものとする。

- (1) 指揮所の設置、避難状況の把握、地区隊長の指示命令の伝達、必要資材の集結及び資料、情報等を確保すること。
- (2) 被害状況及び各種情報等を本部隊指揮連絡班への速報連絡を行うものとする。

3 指揮連絡班長は、前項に掲げる事項について班員を指揮するとともに地区隊長を補佐するものとする。

4 消火班は、次の各号に掲げる処置をとるものとする。

- (1) 各勤務場所において火災を確認した場合には、配置されている消火器を携行の上、現場に急行し、消火に当たること。
- (2) 現場に到着した際、応急消火義務者等と交替し消火栓の使用箇所を増やす等の

臨機の処置をとること。

- (3) 火災発生棟及び対象物に対し、当初から屋外消火栓を使用する必要がある場合には、ホースの使用本数を増減し適切な長さにした上で消火に当たること。
- 5 消火班長は、前項各号の処置を指揮するとともに消防庁消防隊が到着した場合、火災現場への誘導を行うとともに同隊の指揮者に対し、経過等の必要な情報を提供し、当該指揮者の指示により行動するものとする。

(避難誘導措置)

- 第 20 条 避難誘導班は、火災の状況により避難の必要があると認めた場合には、地区隊長の指示を受け、職員及び面会等の部外者を、別紙第 6 「庁舎各棟等の避難経路及び避難場所表」に示す経路により、安全に誘導するものとする。この場合において、出火階及びその上下階の職員及び面会等の部外者を優先し、非常階段を使用した避難誘導を行う者とする。
- 2 避難誘導班は、定められた避難経路以外への誘導又は避難場所以外への誘導が必要であると判断される場合、庁内放送による避難命令又は地区隊長から、退避命令の指示があった場合には、避難経路を選定して安全な場所に誘導するものとする。
 - 3 避難誘導に当たっては、次の各号に掲げる事項について留意するものとする。
 - (1) エレベーターによる避難及び屋上への避難は、原則として行わないこと。
 - (2) 火災発生場所の避難口及び避難階段前において避難誘導を行うこと。
 - (3) 混乱防止に留意した避難誘導を行うこと。
 - 4 避難誘導班長は、第 1 項から第 3 項までの処置を指揮するとともに避難終了後、速やかに人員点呼を実施して、逃げ遅れた者の有無を確認し指揮連絡班長に報告するものとする。
 - 5 避難誘導班は、庁内放送による車両の避難命令又は地区隊長から車両退避命令の指示があった場合の行動は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 消火活動の障害になる車両は、障害とならない場所に速やかに移動させるものとする。
 - (2) 前記以外の車両については、必要に応じ庁内放送の指示に基づき避難させるものとする。ただし、庁外への避難誘導は、地区隊長が指示する場合に限るものとする。
 - (3) 避難経路途中の要所において、交通統制を行う。ただし、いかなる場合においても、消防庁消防隊、救急車その他自衛消防隊の進入等消防活動の障害とならないよう誘導するものとする。

(安全防護措置)

- 第 21 条 安全防護班は、火災が発生した場合、指揮連絡班長及び消火班長と連携の下、次の各号に掲げる防護措置をとるものとする。
- (1) 変電設備及びその他の電気設備の直接警戒
 - (2) 火災発生棟の電源の切断等

- (3) 防火戸及び防火シャッターの閉鎖
- (4) 排煙設備の作動
- (5) 空調設備の停止及び空調機器の警戒
- (6) 危険物等の移動又は除去
- (7) 消火活動阻害物件等の移動又は除去
- (8) エレベーターの運転制御
- (9) 非常電源の確保
- (10) 水路の確保
- (11) 前各号の他防災上必要な応急措置

(応急救護)

第 22 条 救護班は、火災の連絡を受けた場合には、火災現場指揮所へ急行し、地区隊長の下に待機するものとする。

2 救護班は、負傷者が発生した場合には、担架等により医務室へ搬送するものとする。

3 救護班は、第 1 項及び第 2 項の処置を指揮するとともに負傷者等の状況について、逐次、指揮連絡班長に報告するものとする。

(現場等の警戒措置)

第 23 条 警戒班は、火災が発生した場合には、各門及び火災発生棟の玄関において入出者の入出制限、火災現場の案内指示、状況の連絡通報及び通行者の安全避難等に当たるものとする。

2 警戒班長は、前項の処置を指揮するとともに警戒状況について逐次、本部隊指揮連絡班長に報告するものとする。

(自衛消防隊の活動範囲)

第 24 条 地区隊の活動範囲は、庁舎内とする。

2 隣接する防火対象物からの延焼を阻止する必要がある場合には、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、地区隊長の判断に基づき活動するものとする。

(消火後の処置)

第 25 条 地区隊長は、消火の状況を確認し、所要の監視員を残置して火災現場の保存に努めるものとする。

2 地区隊長は、出火原因及び被害状況等について、本部長及び管理権原者に報告するとともに出火原因等の調査に関し、東京消防庁消防隊に協力するものとする。

第 4 章 休日及び課業時間外における防火管理

(休日及び課業時間外の防火管理)

第 26 条 休日及び課業時間外における地区隊の編成等については、庁舎内に職員がいる場合はその職員が臨機の処置を講じ、初期消火に努めるとともに、F 2 棟中央

監視室等に通報するものとする。

- 2 休日等に火災が発生した場合には、第20条に規定する措置をとるとともに次の各号に掲げる措置をとるものとする。
 - (1) 連絡担当責任者は、F2棟防災センター要員より火災発生の知らせを受けた場合には、別紙第7「火災緊急連絡網（課業時間外）」により、直ちに地区隊長等に報告すること。
 - (2) 前号により報告を受けた地区隊長等は、直ちに登庁し、参集すること。
 - (3) 指揮連絡班は、消防庁消防隊に対し火災発見の状況、延焼状況等の情報を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。
- 3 消火班は、休日又は課業時間外に発生した災害に対しては、登庁者若しくは庁内の残留者と協力して消火活動を実施するものとする。

第5章 地震対策

（地震対策）

第27条 地震対策等については、防衛研究所業務継続計画について（防研総第502号。28. 5. 12）及び防衛省市ヶ谷庁舎防災応急対策計画について（経会第5070号。12. 8. 22）の定めるところによる。

第6章 防災教育及び訓練

（自衛消防隊員等の教育）

第28条 地区自衛消防隊員は任務遂行に必要な知識、能力を高めるため、地区防火管理者が実施する次の各号に掲げる教育に参加するものとする。

- (1) 消防計画の周知徹底
- (2) 担当地区及び範囲
- (3) 自衛消防隊の編成と任務
- (4) 消防用設備、防災設備等の機能及び取扱要領
- (5) 防災センターの役割とその重要性
- (6) 地震対策に関する事項
- (7) 警戒宣言が発せられた場合の応急措置対策等に関する基本事項
- (8) その他防火管理上必要な事項

（訓練への参加）

第29条 地区自衛消防隊員は、火災等の災害発生に備え、防災に関する消防訓練に参加するものとする。

- 2 消防訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。
- 3 個別訓練は、次の各号に掲げる訓練を実施するものとする。
 - (1) 消火訓練（消火器及び消火栓の位置）
 - (2) 応急救護訓練

- (3) 避難誘導訓練
 - (4) 本部員の非常呼集訓練
 - (5) 防災センターを活用した情報伝達及び通報訓練
 - (6) その他防災に係わる訓練
- 4 総合訓練は、2種類以上の個別訓練項目を連携した訓練に年1回以上参加するものとする。
- 5 職員等は、防災訓練に積極的に参加するものとする。

第7章 委任規定

(委任規定)

第30条 この計画の実施に関し、必要な事項は企画部総務課長が定めるものとする。